

*Kyushu University International Legal Office*

**国際法務の  
ご案内**



九州大学 国際法務室

英文契約書に  
サインをする前に…

ちよつと  
待っててください!!

その契約書、  
本当に大丈夫ですか？

すべて実施できる  
内容ですか？

トラブルが起きた場合の負担と手間は  
決してラクではありません。

## ILO はじめに

九州大学では留学生の受け入れ人数が急増するとともに、外国人教員・研究者の採用や国際的な大学間、産学連携活動が活性化、多様化してきています。大学の国際的なリスクマネジメントは必ずしも産学連携だけに限定されず、学術交流や外国人研究者の受け入れなど全学的な国際活動におよぶことに鑑みて、国際的な契約および交渉を円滑に行うとともに、コンプライアンスの強化のため、他部門のサポートを全学的に行う国際法務室が2011年4月に設置されました。

国際的な契約および交渉を  
円滑に行うとともに、  
コンプライアンスの強化のため、  
国際法務室がサポートいたします。



# 国際法務室のミッション

- 1 大学が行う、外国の政府機関、企業、大学等との契約・交渉の円滑な遂行の支援
- 2 学内コンプライアンスの強化
- 3 リスク対応

とくに契約書については、下記の点も考慮しながらの法務支援を行います。

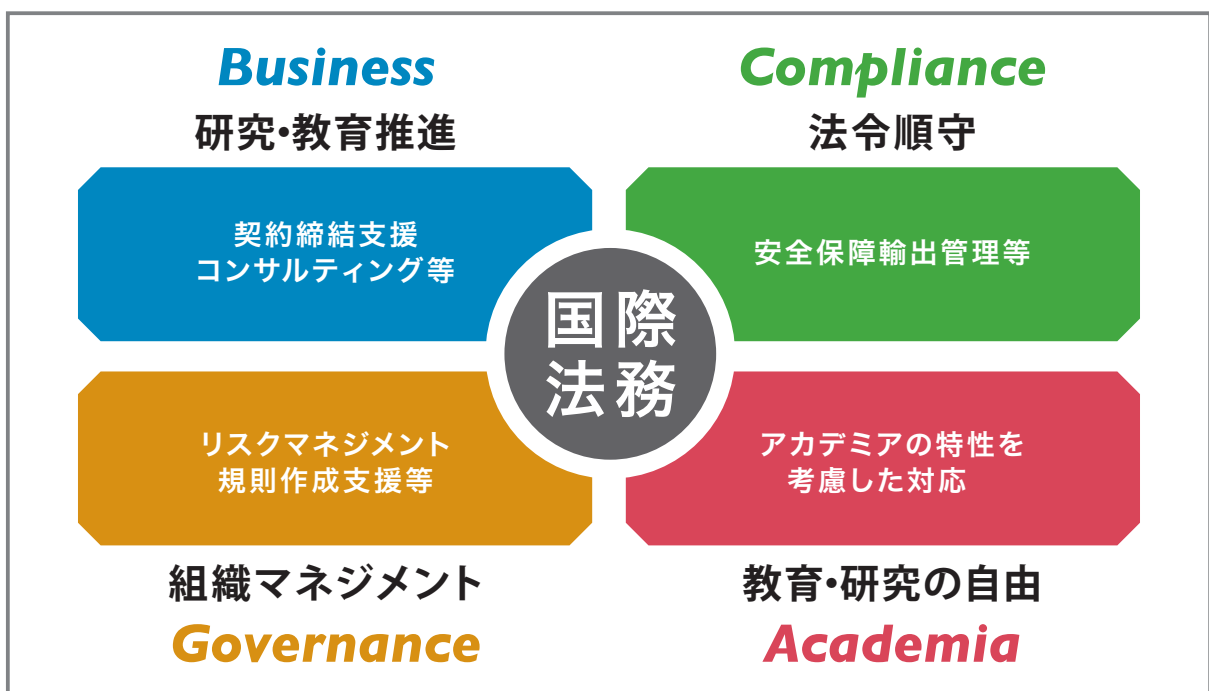
**与信調査** … 契約相手方は信用のおける組織(人)かどうか

**契約内容確認** … 契約を締結する目的が果たせる内容になっているか

**実施可能性確認** … 本学が実施できる内容になっているか

**リスクヘッジ確認** … 重大なリスクを回避できる内容になっているか

## 国際法務の役割



# Business

## 契約締結支援／コンサルティング業務

産学連携に係る契約書（受託・共同研究契約等）をはじめ、  
学内の各種国際契約書について作成・レビュー。

必要に応じて、

契約の交渉

事務手続き

などのサポートを行います。

加えて、国際法務に係る各種相談にも対応。

契約書雛形作成支援

国際研究活動スキーム作成支援

留学生／外国人研究者の対応相談 等

国  
法

リスク回避や履行可能性等、法的視点からの確認に加え、想定するプロジェクトへの内容を  
反映したものであるか等、実施を意識した確認を行う。さらに契約相手の与信調査（実例①）、  
学内規則の英訳等支援など、大学の国際化を安心して推進するために必要な学内体制の構  
築をサポートする。

実  
例  
①

A教授が某国の大手B重工業から共同研究を持ちかけられた。コンタクトしてきた相手  
方研究者はA教授の教え子であるが、今回のプロジェクトには直接関与はしないという。  
A教授はB重工業について「名前を知っている」という程度で、B重工業のホームページ  
を見ても業務内容をすべて確認できない。そこで、国際法務室から弁護士に与信調査を  
依頼したところ、B重工業の主業務が軍事機器の研究・製造であることが判明した。

## リスクマネジメント／規則作成支援業務 Governance

# Compliance

## 安全保障輸出管理業務

### 九州大学の安全保障輸出管理体制構築

九州大学安全保障輸出管理規程／要項  
2010年4月1日 施行

(原則)

- 国際的な産学連携活動や研究・教育活動に過大な制約を与えない。
- 研究者個人がすべての責任を持つのではなく、大学法人としての責任を明確にし、管理を一元的に行う。

国際法務室では

学内申請手続きに関する  
サポート

該非判定へのサポート

必要に応じて経済産業大臣への  
許可申請

などを行います。

際  
務

研究、教育の自由等、大学の特性を理解したうえで、安全に国際的な活動を進めるための支援。

実  
例  
②

C教授が某国企業から受け取った契約書に自身でサインをしてしまった。  
法人の構成員である教職員個人が契約書にサインをしまうと、問題が起こった場合に個人で責任を負うことを求められるおそれもある。契約違反や契約内容の履行が難しくなった場合に、教職員個人や部局ではなく九州大学が法人としての責任を負うためには、当事者は九州大学としておかねばならない。

実  
例  
③

九州大学の雛型で学術交流協定を結ぶ際に、先方よりある条項を削除された。削除された条項は責任を回避するためのもので、学術交流協定で列記された事項のいずれか一つでも実施できないと、責任を問われる可能性が生じる。  
学術交流は、あらゆる発展の可能性があるため、具体的プロジェクトが決定する前は、交流範囲の可能性を広めておくことがある。しかしそのすべてが九州大学の義務や責任とならない考慮も必要となる。

## アカデミアの法務業務

# Academia



# 国際活動に欠かせないもの

九州大学では学術交流協定の締結先が46カ国にのぼり、また海外の企業や機関との連携もたいへん活発です。日本国内での連携活動では言葉の壁もなく、問題が起こった際も、これまでの交流と信頼のもとに関係持続を尊重し、多くの場合で友好的な解決ができるでしょう。ところが海外との連携活動では、なかなかそうはいきません。話し合っ解決できることも勿論あるのですが、何よりも「始める前の約束事」= **契約書**が重要な解決材料となるのです。

お互いの意思確認である契約書は、連携活動を行う際の指針であり、問題が起こった場合の解決策となります。さらに得られる成果は何か、それをどう使うか、終了したらどうするか、そして重要なお金の話に至るまで、連携活動における**プロジェクトの設計図**の役割を果たすのです。

## 実例 4

某国の大手製薬メーカーC社より、C社が開発したマテリアルを無償で自由に使用できると言われ、D教授のもとに契約書が送られてきた。

国際法務室で契約内容を確認したところ、研究した成果をすべて無償でC社に渡す上に、その研究に関わるすべての発表が規制される内容となっていた。

## 実例 5

某国の国立研究所よりF教授に共同プロジェクトの打診があり、共同研究契約は不要でMOU(覚書)のみを締結する提案を受けた。F教授は簡単な内容だと思い込み、部局事務担当者に署名依頼をした。部局事務担当者の依頼で国際法務室で確認したところ、日本機関の代表者が自ら渡航費を負担して海外で開催される委員会に定期的に参加しなければならないという条項があった。

他にも実施が難しい条項がある一方、費用面などの重要な事項の決めがなかったため、F教授とも相談の上、修正して締結することとなった。

## 実例 6

某国のITメーカーG社よりH教授に「是非ともG社にてH教授の研究について話を伺いたい」という依頼があった。H教授はG社への訪問前にNDA(秘密保持契約)への署名を求められた。

国際法務室で確認したところ、H教授がG社で開示した情報は、それ以降H教授自身もG社の承認がなければ自由に開示できないという記載があった。国際法務室でH教授の研究情報を守りつつ、研究と教育の自由は保証されるよう修正案を作成してG社に提示した。



# 国際法務室の法務サポートを ご利用ください

国内はもちろん特に海外の機関との連携活動やプロジェクトにおいては、事前に契約を交わすことは、参加される教職員の方々をトラブルから守り、大学のリスクマネジメントのために非常に重要です。ご担当される教職員の方だけの確認にしてしまうと見落としや大学として実施できない内容が隠れていることがあります。また九州大学の雛型を使った契約書であっても、相手方機関から一部修正されることも多く、その修正が教職員の方々や九州大学に責任を負わせる内容になっているなど、重大な影響を与えることもあります。

外国機関との協定書や契約書は、締結の決裁をする前に国際法務室へご相談ください。締結する目的等にあわせて適切な内容になっているか等についても、法務的な視点のみならず確認させていただきます。

国際法務室では様々な法務相談も受け付けております。九州大学のコンプライアンスに関わることや海外機関とのトラブルなどありましたらご相談ください。

[お問い合わせ先]

**QILO** Kyushu University 九州大学  
International Legal Office 国際法務室

〒812-8581

福岡市東区箱崎6-10-1 (箱崎キャンパス:旧工学部本館1階)

T E L : 092-642-2791 (内線 / 99-2791)

F A X : 092-642-2793

E-mail : [legal@qilo.kyushu-u.ac.jp](mailto:legal@qilo.kyushu-u.ac.jp)

U R L : <http://qilo.kyushu-u.ac.jp>

国際法務室は室長と室員4名で活動しております。  
詳しくはホームページの室員紹介ページをご覧ください。



九州大学

**QILO** Kyushu University 九州大学  
International Legal Office 国際法務室

九州大学国際法務室 (Kyushu University International Legal Office: QILO)  
〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1 (箱崎キャンパス: 旧工学部本館1階)  
TEL: 092-642-2791 (内線: 99-2791) FAX: 092-642-2793  
E-mail: legal@qilo.kyushu-u.ac.jp URL: <http://qilo.kyushu-u.ac.jp>

平成24年3月発行